

【運営規程、重要事項説明、利用契約等について】

1. 趣旨

- 船橋市では、子ども・子育て支援法に基づき、「船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を定めています。
- 市から施設型給付費等の支給を受けて運営を行う施設・事業者においては、この条例に基づき教育・保育を提供しなければなりません。
- 例えば、条例に基づき「運営規程」を定め、「重要事項説明書」を保護者に交付して同意を得たうえで、教育・保育を提供する必要があります。
- また、保育所を除く施設・事業所の利用にあたっては、保護者と利用契約を締結する必要があります。

2. 対象施設・事業者

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 特定地域型保育事業者

3. 用語解説

- 次の用語は、この資料において頻繁に活用されます。

項目	解説
特定教育・保育施設	施設型給付費の支給対象として、市の確認を受ける教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）。
特定地域型保育事業者	地域型保育給付費の支給対象として、市の確認を受ける地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）を行う者。
特定教育・保育	特定教育・保育施設が提供する教育・保育。
特定地域型保育	特定地域型保育事業者が提供する保育。
施設型給付費等	施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の総称。 施設型給付費等は、公定価格から利用者負担額を控除した額とされる。
公定価格	教育・保育に通常要する費用の額を勘案し、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額。
支給認定	1号・2号・3号認定子どもの区分、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）を認定すること。

4. 運営規程について

- 施設・事業者は、次に掲げる施設・事業所の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかなければなりません。
 - (1) 施設・事業の目的、運営の方針
 - (2) 提供する特定教育・保育又は特定地域型保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日（1号認定子どもを受入れる場合は学期を含む。）
 - (5) 支給認定を受けた保護者から受領する利用者負担その他費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 利用定員
 - (7) 施設・事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む。）
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他施設・事業所の運営に関する重要事項

- 運営規程の策定・変更（軽微な変更を除く。）は、理事会等の議決を得ることが必要な場合があります。

5. 運営規程のひな形について

- 市で運営規程のひな形を用意しています。
- 市で用意しているひな形は、運営規程の作成の参考として提供するものですが、ひな形の活用を推奨します。
- また、ひな形の項目以外の項目を記載することも可能ですので、各施設・事業者の実情に応じて適切な内容を定めてください。
- なお、条例に掲げられている項目を全て網羅していれば、独自に様式を定めることも可能です。

6. 幼稚園・幼稚園型認定こども園の学則（園則）の取扱いについて

- 新たに施設型給付費の対象として市の確認を受ける幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）は、既に定めている学則（園則）のほかに「運営規程」を作成する必要があります。
- 学則（園則）の変更は千葉県への届出、運営規程は市への提出が必要です。
 - (1) 下記のとおり学則（園則）を変更してください。
 - (2) 変更後の学則（園則）を千葉県に届け出てください。
 - (3) 新たに運営規程を作成してください。※ひな形あり
 - (4) 作成後の運営規程を市に提出してください。

<学則（園則）の変更イメージ>

現 行		変 更 後
（保育料、入園料及び検定料） 第〇条 本幼稚園の <u>保育料・入園料</u> 及び <u>検定料</u> は、次のとおりとする。 保育料（月額） <u>〇〇〇円</u> 入園料 <u>〇〇〇円</u> 施設維持費 〇〇〇円 検定料 〇〇〇円	⇒	（保育料等） 第〇条 本幼稚園の <u>保育料等</u> は、次 のとおりとする。 保育料（月額） <u>園児が居住する</u> <u>市町村が定める額</u> 施設整備費（年額） <u>〇〇〇円</u> 研修充実費（年額） <u>〇〇〇円</u> 施設維持費 〇〇〇円 検定料 〇〇〇円

- ※1 保育料は、「保護者の世帯所得等に応じて市町村が定める額」となることから、学則（園則）を変更する必要があります。
- ※2 園児納付金として徴収するものは、全て記載してください。
- ※3 入園料として扱われていた費用については、原則として公定価格の中で賄ってください。しかし、各園の特定教育・保育に要する費用が公定価格で賄えない場合には、その額や理由を明示し、保護者から書面での同意を得ることで、特定負担額の徴収（上乗せ徴収）をすることが可能です。

7. 重要事項説明書について

- 特定教育・保育及び特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ保護者に対し、次に掲げる事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、同意を得なければなりません。
- また、重要事項説明書は、施設・事業所の見やすい場所に掲示することが求められます。
 - (1) 運営規程の概要
 - (2) 連携施設の種類、名称及び連携協力の概要（特定地域型保育事業者に限る。）
 - (3) 職員の勤務体制
 - (4) 利用者負担
 - (5) その他の利用者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項
- 保護者の承諾を得たうえで、電子データにより交付することも可能です。
- 保護者説明会等の場で配布する等、利用に際して説明を行ったうえで、同意を得てください。
- 必ずしも書面での同意は必要ありませんが、重要事項説明の同意の署名文書をとる場合には、原本を施設・事業所で保管し、写しを重要事項説明書とともに保護者に交付してください。

8. 重要事項説明書のひな形について

- 市で重要事項説明書のひな形を用意しています。
- 市で用意しているひな形は、重要事項説明書の作成の参考として提供するものですが、ひな形の活用を推奨します。
- また、ひな形の項目以外の項目を記載することも可能ですので、各施設・事業者の実情に応じて適切な内容を定めてください。
- なお、条例に掲げられている項目を全て網羅していれば、独自に様式（入園のしおり等）を定めることも可能です。

【運営規程、重要事項説明、利用契約等について】

9. 利用にあたっての手続きについて

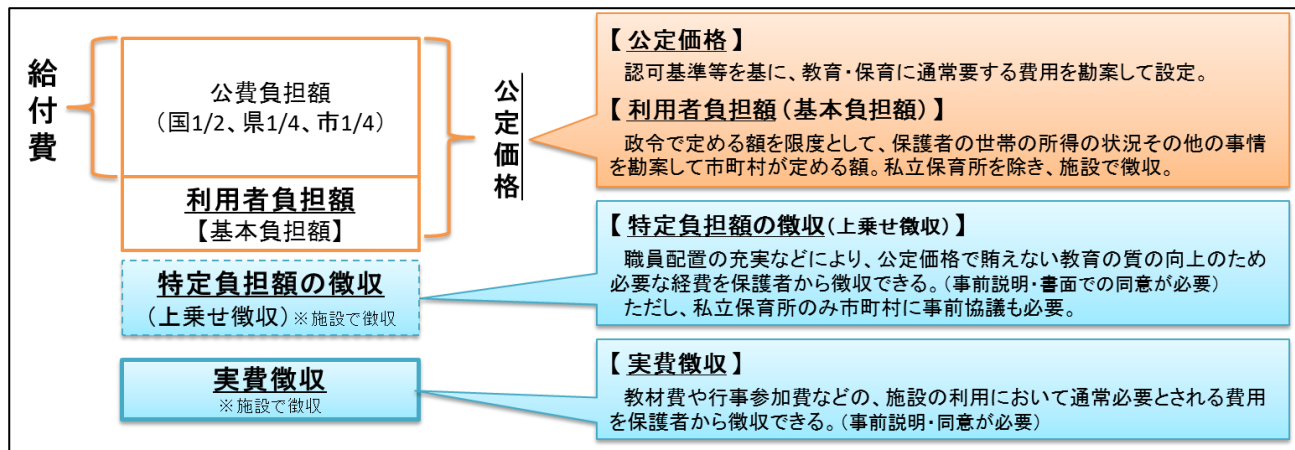
○ 施設・事業所の利用開始にあたっては、次に掲げる流れで手続きが行われます。

	項目	概要
1	情報の公表 (ホームページ等)	<p>保護者の施設・事業所の選択に資するため、あらかじめホームページ等で施設・事業所の情報を公表してください。</p> <p>なお、施設・事業所においてホームページを作成していない場合には、市が作成するホームページや冊子で情報提供に努めます。</p>
2	利用者の選考	<p><1号認定子どもの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設において、事前に定めた選考基準に基づいて利用者の選考を行い、利用内定者を決める。 <p><2・3号認定子どもの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 市において、事前に定めた選考基準に基づいて利用者の選考を行い、利用内定者を決める。
3	重要事項説明書の交付	<p>利用内定者に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得る。</p>
4	受給資格等の確認	<p>保護者の手元にある支給認定証もしくは市からの通知書によって、支給認定の内容を確認。</p> <p>支給認定を受けていないことが判明した場合には、市から支給認定を受けるよう支援してください。</p>
5	利用契約の締結	<p>保護者と利用契約を締結することにより、正式に利用が決定します。※保育所を除く。</p> <p>保育所の利用者に対しては、市から利用決定したことを通知します。</p>

10. 利用者負担について

- 特定教育・保育及び特定地域型保育を提供した際は、保護者から利用者負担額を徴収することが求められます。※保育所は除く。
- また、利用者負担額の徴収のほかに、一定の範囲内で特定負担額の徴収（上乗せ徴収）又は実費徴収をすることができます。

<利用者負担のイメージ>



※ 特定教育・保育及び特定地域型保育の提供にあたっては、公定価格の中で費用を賄うことが基本となりますので、保護者に過度な負担を求めることのないようお願いいたします。

11. 利用者負担額の徴収について

- 利用者負担額とは、公定価格の一部負担を利用者に対して求める額のことをいい、保護者の世帯所得等に応じ、居住地市町村が金額を決定します。
- 保育所を除く施設・事業者は、保護者から徴収することが求められます。
- 徴収方法については、施設・事業者において定めてください。
- 例えば、次に掲げる徴収方法が考えられます。

- (1) 支払期日 : 当月末、翌月の指定日など
- (2) 支払い方法 : 口座振替、口座引落とし、現金払い、電子マネー

1 2. 特定負担額の徴収（上乗せ徴収）について

- 教育・保育の提供にあたっては、原則として公定価格の中で賄うこととなりますが、各施設・事業所の教育・保育に要する費用が公定価格で賄えない場合には、その額や理由を明示し、保護者から書面で同意を得ることで、特定負担額の徴収（上乗せ徴収）をすることができます。
- 徴収の対象は、公定価格で賄えない教育・保育の質の向上を図るために必要な経費となります。
- 例えば、職員配置の充実、高処遇を通じた職員の確保、設備更新の前倒し、平均的な水準を超えた施設整備、英語教育の提供などに要した費用が当てはまります。
- なお、私立保育所に限り、徴収にあたって市の事前同意が必要です。※市で協議書の様式を用意しています。

1 3. 実費徴収について

- 施設・事業所の利用において通常必要とされる費用については、その額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得たうえで、実費徴収をすることができます。
- 徴収の対象は、施設・事業所の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められる費用となります。
- 例えば、日用品や文房具等の教材費、行事参加費などの費用が当てはまります。

1 4. 領収証の発行について

- 施設・事業所において、利用者負担額、特定負担額の徴収（上乗せ徴収）及び実費徴収に係る費用を徴収した場合には、支払いを受ける際に、当該費用に係る領収証を保護者に交付しなければなりません。
- 領収証には、次の項目が記載されている必要があります。※様式は任意です。

- (1) 徴収した金額
- (2) 費用の種類（内訳、但書）
- (3) 徴収日（日付）
- (4) 宛名（保護者名、受取人）
- (5) 徴収した施設・事業所の名称

15. 延長保育料について

- 開所時間内において、施設・事業所で定めた保育標準時間（11時間）・保育短時間（8時間）を超えて行う保育を「延長保育事業」として実施することができます。
- この延長保育事業の実施に必要な経費の全部又は一部を、保護者負担として徴収することが可能です。

(1) 延長保育の考え方

支給認定（保育標準時間・保育短時間）を超える利用が延長保育となります。

- 保育標準時間認定子どもの場合、施設・事業所が定めた 11 時間を超える時間帯が延長保育となります。
- 保育短時間認定子どもの場合、施設・事業所が定めた 8 時間を超える時間帯が延長保育となります。

(2) 延長保育料の徴収

延長保育料については、徴収の有無を施設・事業所の判断に任せていますが、徴収をする場合には、次に掲げる事項を考慮して保護者負担額を検討してください。

- ① 延長保育の実施に要する費用として見込まれる額
- ② 延長保育事業の実施に係る補助金等の収入
- ③ 施設・事業所が所在する地域の特性、近隣の施設・事業所の状況

※ 延長保育を利用する子どもに対しては、適宜、間食又は給食等を提供してください。

【運営規程、重要事項説明、利用契約等について】

16. 利用契約の締結について（保育所以外）

- 施設・事業所は、利用にあたって保護者と利用契約を締結する必要があります。
- 施設・事業所において作成した重要事項説明書を交付し、同意を得たうえで、保護者の手元にある支給認定証もしくは市からの通知書によって、支給認定の内容を確認し、保護者と利用契約を締結してください。
- また、利用契約の締結後において、契約にかかる内容に変更があった場合は、変更内容について保護者に説明を行い、同意を得てください。
- 利用契約書は 2 通作成し、施設・事業所と利用者が自署又は記名押印のうえ、1 通ずつ保管してください。きょうだい等で利用される場合でも、利用子ども 1 人につき 2 通作成したうえで、1 通ずつ保管するようにしてください。

17. 利用契約書のひな形について（保育所以外）

- 市で利用契約書のひな形を用意しています。
- 市で用意しているひな形は、利用契約書の作成の参考として提供するものですが、ひな形の活用を推奨します。
- また、ひな形の項目以外の項目を記載することも可能ですので、各施設・事業者の実情に応じて適切な内容を定めてください。

18. 留意事項

- 条例の規定事項は、指導監査における指導等の対象となります。
- 市に提出した運営規程等に変更があった場合には、変更届をご提出ください。

【運営規程、重要事項説明、利用契約等について】

19. ひな形のデータについて

- 市ホームページにおいて、運営規程等のひな形を掲載しています。
- 必要に応じて、下記 URL からデータをダウンロードしてください。

<市ホームページ掲載先>

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 保育・子育て支援事業者 > 特定教育・保育施設等の確認・届出 > 運営規程、重要事項説明書、利用契約書のひな形（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者向け）

http://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/004/02/p034887.html